

平成24年度 都市計画審議会

日 時	平成24年5月31日(木) 10:00~10:30
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長 近藤勝直</p> <p>委 員 内田 敬, 小浦久子, 羽尾良三, 大久保規子, いとうまい 徳田直彦, 松木義昭, 森しずか, 杠典英, 長谷基弘 中野雅弘, 田中みさ子</p> <p>事 務 局 岡本副市長, 井上技監, 林都市計画担当部長, 山城都市計画課長 東まちづくり・開発指導担当課長, 森本建築指導課長 島津都市計画課課長補佐, 白井都市計画課主査, 辻都市計画課主査 生友都市計画課課員</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	なし

内容

1 議事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

1) 諮問事項

① 諮問第72号

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定)
都市計画浜風町1街区地区計画の決定について

2) その他

2 審議

○事務局(山城) みなさん, おはようございます。定刻となりました。徳田委員が若干遅れますが, 出席ということでございますので, ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。私は, 本日の審議会の進行役を努めさせていただきます都市計画課の山城でございます。

会議に先立ちまして, お手元の資料のご確認をお願いいたします。

事前に送付をさせて頂いております「資料」と, 本日お席の方に, 「会議次第」, 次に, 「縦覧結果と意見書提出状況」, 次に, 「芦屋市都市計画審議会運営規則の一部改正につい

て」のホッチキス止めが1つ、次に「諮問書の写し」、以上を配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。

それでは、近藤会長様、ごあいさつと引き続き会の進行をよろしく願いいたします。

○近藤会長 みなさん、おはようございます。明日からもう6月といった時期ということで、夏本番ということですが、なんか気候が不順で、みなさん是非、体調管理等気をつけられて、また審議のほうご協力いただきたいと思います。

それでは、まず会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

この一定条件とは同条例第19条の第1号で、非公開が含まれている事項について審議する場合、審査、調査等を行う会議を開催するとき、第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開とするということにしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○近藤会長 はい、ありがとうございます。それでは、公開という扱いにさせていただきます。本日、傍聴者はおられますか。

○事務局(山城) はい、本日、傍聴者の方はおいでになりません。

○近藤会長 それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

まず初めに、事務局から本日の会議の成立についてご報告ください。

○事務局(山城) はい、本日の出席状況ですが、委員14名のうち13名が出席ということで過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

○近藤会長 次に本日の会議録の署名委員の指名でございますが、内田委員と長谷委員にお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○近藤会長 では次に議事(3)の議題に進ませていただきます。

本日の議題は、会議次第に記載のとおり、諮問事項1件とその他ということでございます。できる限り円滑な議事の進行を進めさせていただきますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。

○近藤会長 それでは、1つ目の諮問事項でございます。諮問第72号、阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定)都市計画浜風町1街区地区計画の決定について、事務局から説明願います。

○辻都市計画課主査 それでは、諮問第72号浜風町1街区地区計画の決定について説明させていただきます。都市計画課の主査の辻でございます。よろしく願いします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

資料の4ページが地区整備計画の計画書、6ページが理由書となっております。資料は総括図、計画図と続きますが、内容については前回の都市計画審議会で説明させていただきました内容と同じとなりますので、詳細の説明は省かせていただきます。

続きまして、本案にて縦覧を行った結果について説明させていただきます。前回の都市計画審議会において、条例縦覧で意見書が提出されなければ、引き続き都市計画法による縦覧を行うことをご了承いただきましたので、2回の縦覧を行っております。

本日、お配りしましたA4の縦覧結果と意見書提出状況、こちらの資料をご覧くださいいただけますでしょうか。

まず地区計画の案の作成手続きに関する条例による案の縦覧を平成24年4月2日から4月16日まで、場所としましては都市環境部都市計画課で行いました。縦覧者数は2名で、意見書の提出はございませんでした。参考までに、芦屋市ホームページのアクセス数につきましては、同じ期間で164アクセスございました。

引き続き、都市計画法第17条第1項の規定による案の縦覧を行いましたが、縦覧期間としましては平成24年5月7日から5月21日まで、場所も同じく都市計画課で行っております。縦覧者数は1名で、意見書の提出はございませんでした。ホームページのアクセス数としましては、164アクセスとなっております。

また、前回の都市計画審議会でご指摘のありました「建築協定から地区計画に移行するにあたり現行法と同じであるため削除した内容」につきましては、浜風町まちづくり検討会の会長及び役員の方に改めてご説明申し上げ、現行の法律が変わればこれまでの建築協定の内容が担保されない可能性がある、ということも含め、ご了解いただいております。

本日の都市計画審議会でご審議いただき、問題なければ告示の決裁を行い、6月中旬頃の決定告示を予定しております。

非常に簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。計画書につきましては前回どおりということで、書面のとおりに言うことで、ご覧ください、ということでございます。それから、縦覧結果につきましてはその数と、意見書については無かったというご報告がございました。

では、ただいまの本件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○森委員 今、説明いただきました、その変更について、会長さんのほうに説明、役員さんのほうに説明された中で、新たなご意見とか、これまでの期間の中で、地域の方々からの意見等、何かあったんでしょうか？

○近藤会長 前回から今回までの間にとのことですね。

○森委員 はい。

○辻都市計画課主査 まちづくり検討会における説明の中では、特に住民さんから意見はございませんでした。今回から法律が少し改正となっております、今回の手続から、

これまでは兵庫県知事の同意が必要だったものが、兵庫県知事の協議のみでよいということになっております。ただ、それについても、県知事から問題ないという旨の文書はいただいております。

- **森 委員** それについて、特にどういう点を注意しなきゃならないとか、そういう会長さんや役員さんの確認とかという、そういうことも別に、特になかったということですか？
- **辻都市計画課主査** 内容についての特に問題とか指摘っていうのは、特にございませんでした。
- **森 委員** はい、わかりました。
- **近藤会長** 前回お2人傍聴されてましたけども、後で何か感想のようなことは特におっしゃってなかったですか？
- **辻都市計画課主査** そうですね、雰囲気についての感想はおっしゃっておられたと思うんですけども、内容とか話し合われたことについては、特に何もおっしゃってなかったように思います。
- **近藤会長** はい。その他いかがでしょうか？
- **近藤会長** 前回、十分にご議論いただきましたので、まあ、今日は最終確認ということかと思いますが、特にございませんでしょうか？
- **近藤会長** はい。ではお諮りしたいと思います。では諮問案どおり答申するということで、ご異議ございませんでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

- **近藤会長** ありがとうございます。では、異議なしということでございますので、本件、諮問第72号につきましては諮問案どおりとして答申することに決定いたします。では、最後に、2)ですが、その他ということで、事務局からご報告願います。
- **事務局(山城)** はい。事務局より3点ございます。まず1点目でございます。「芦屋市都市計画審議会運営規則の一部改正」について説明をさせていただきます。
- **白井都市計画課主査** 都市計画課の白井と申します。
それでは、「芦屋市都市計画審議会運営規則の一部改正」について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。
本日お配りしております資料のほうになります。が、「芦屋市都市計画審議会運営規則の一部を改正する規則」といたしまして、このたび、この規則のうち第4条の部分でございまして、都市計画審議会委員の代理出席に関する規定について、規則の改正を行おうとするものでございます。
まず、改正の内容でございまして、資料の2ページ目の新旧対照表をご覧くださいませうでしょうか。第4条につきましては、現行の規則では「代理出席の禁止」といたしまして、「委員は、代理人をして出席させることはできない。」となっておりますが、

この部分につきまして、「関係行政機関又は県の職員である委員は、その所属する機関の職員を代理人として出席させることができる。」というように改め、また新たに第2項としまして、「前項の規定により代理人を出席させようとするときは、会議開催前までに代理人の職及び氏名を明記した委任状を会長に提出し、承認を得なければならない。」ということで、代理出席の手続きについての規定をするというものでございます。

この改正の趣旨ですが、関係行政機関又は県の職員である委員の代理出席を可能とすることにより、都市計画審議会の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的として、この規則を制定しようとするものでございます。

また、この改正にあわせまして、字句の整理を行っておりまして、第12条の見出しの部分になりますが、現行「施行の細目」となっているものを、「補則」というように改めております。

なお、この12条の内容につきましては、資料の3ページ目に添付しております、現行の規則の中にもございますが、「この規則の施行に関し必要な事項は、会議に諮って会長が別に定める。」というような内容のもので、この条文についての変更はございません。

最後に、この規則については、平成24年6月1日から施行するものでございます。

非常に簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○近藤会長 はい、ありがとうございました。

○近藤会長 これは、この審議会で決定するという？

○白井都市計画課主査 いえ、報告ということです。

○近藤会長 報告で。

○白井都市計画課主査 はい、そうです。

○近藤会長 ちょっと一点、県と関係行政機関は違うんですね？別物なんですか？

○白井都市計画課主査 そうですね。

○近藤会長 わざわざ分けて書いてあるということは。

○林都市計画担当部長 前回の、現行の条例の中、今の条例の中にですね、「関係行政機関、もしくは県の職員、または市民3人以内」ということになってございまして、これまで関係行政機関、国のですね、近畿地方整備局の都市計画課長に入っていた経過がございます。当時は、震災復興であるとかいろいろ大きな都市計画の決定があったので、委員として呼んでおった経過があるんですけども、ここ3年ほど前にですね、その国の方も一旦廃止したということでございます。だから関係行政機関というのは国もしくは県という風に理解していただければと思います。

○内田委員 条例の文言を基本的には引っ張ってきているということによろしいですかね。

○林都市計画担当部長 そうです、はい。

○内田委員 条例の方では組織として3種類の委員の任命があって、そのうち知識経験を有するものとか、市議会の議員、(3)の中の一行為でも市民に関して代理は引き続き不可という形ということですね。

○林都市計画担当部長 はい。

○内田委員 一点だけ、確認なんですけれども、今まで代理一切ダメという規定というのが結構きつと思うんですけれども、なぜそうになっていたんですか。

○林都市計画担当部長 阪神間各市の状況を見てますと、今、西宮市と猪名川町と伊丹ぐらいがですね、代理出席を認めているというような状況でございます。都市計画審議会ですから、基本的に、学識の方、議員の方、市民の方については、その個人に、意見を求めるものでございますが、関係行政機関ということでございますと、その組織の意見を聞くということでございますので、いろいろ県の職員の方も忙しいでしょうし。

○内田委員 いや、だから、新しい方の趣旨はよくわかるんですが、今まで何ではっきりとダメと書いてあったのかなというのが、ちょっと気になったもので。

○林都市計画担当部長 これは多分、昭和44年につくったものが、更に重たい都市計画審議会の位置付けであったのかなあというのが、背景としてあると思うんですけど。

○近藤会長 その他よろしゅうございますか？

では、今後はこういう形で運営するというので。その他の第2点目お願いいたします。

○事務局（山城） はい。2点目でございますが、「平成24年度の第2回都市計画審議会」を10月下旬頃に開催したいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

最後でございます。本日の審議会を持ちまして、小浦委員、また市民委員の中野委員におかれましては、本日5月31日の任期満了に伴いまして、退任されることになりました。

小浦委員におかれましては、平成12年1月にご就任をいただきまして、12年間に渡り、本市の都市計画についてご審議頂き、誠にありがとうございました。

中野委員におかれましては、平成22年6月から2年間に渡りまして、市民委員としてご審議頂き、誠にありがとうございました。

それでは、恐れ入りますが、小浦委員、中野委員から、簡単にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小浦委員 全然何も聞いておりませんので、あの、いろんなことのあった12年だったと思います。震災復興も含めて、あと景観であったりとか新しいこういった都市に関わる制度も進めましたし、また地区計画等もこの間たくさん地区計画をですね、地域の人たちからの提案という形でやってこれたというのが、大きな、その芦屋にとっては大きな変化だったと思うんですね。

どちらかという、それほど大きな問題なく、やってこれましたが。震災以降かなり住民の入れ替わりも大きかったです。私どもの調査では、8年後の時点で住民台帳のところで、震災前からいなかった人ですよ、震災前の住民基本台帳と合わせたときに40、50%弱、約45%ぐらいが名前変わってたんですね。それだけの新しい人たちと、やっぱり新しいまちをこれまでの芦屋らしさを維持しながら、つくっ

ていくっていうことはですね、どうやってそういう人たちと、まちのことを共有化していく、まちの良さ・魅力っていうものを共有化しながら新しいものをつくっていくかっていうことだというふうに感じておりました、まあそういったところを伝えていくひとつの、発信していくことが計画であるというふうに思いますので、そういった意味で、大変勉強になったと思います。

どうもありがとうございました。今後とも、一応住んでますので、それなりに関わっていただけるとおっしゃるので、よろしく願いいたします。

○近藤会長 今後とも先生はいろいろ知識豊富なので、いろいろと関わりがございませぬ。よろしく願いします。それでは、中野委員。

○中野委員 あっという間の2年間ですね、まあ市民代表ということで一応させていただきました。実は私、東大阪の審議会を担当でやっております、この委員会を見てですね、温度差だいぶ違うなあ、ということを感じておりました。実は私2、3分の所で住んでましてですね、浜芦屋町でございまして、今日もぶらぶら来たんですけれども、ぜひですね、この芦屋市は非常に先進的な取組みをいくつかやられておまして、それでぜひですね、関西を代表する自治体としてがんばっていただきたいと。たまには日経新聞のランクの上に乗るようなね、ことをやっていただきたいと。で、実は今非常に日本はですね、変わり目でいろんなことが、安全安心とか、にぎわいとか、景観とか、いろんなものが変わり目だと思いますので、ぜひ芦屋市の審議会としてもですね、行政と市民の方が協力してですね、やっていただきたいなと思います。で、先ほど重たい審議会とありましたけども、他のところも非常に重たいんですね。だからぜひ、時間の関係もありますけども、ぜひいろんな本音のことをぶつけてですね、決まったらそれに向かっていくということが非常にこれから大事だと思いますので、軽い審議会というかですね、自由な審議会をお願いしたいと思います。私、近くですので、ずっと芦屋をウォッチしてますので、またよろしく願いします。以上です。

○近藤会長 今のところあれですか？市民委員は1人ということですか？

○林都市計画担当部長 はい。

○近藤会長 他のところは2名とかいろいろありますよね。

○林都市計画担当部長 そうですね。まあ、阪神間の中でも1名のところも結構あるんですけど、人口・規模によってはやっぱり3名のところもあるんです。

○近藤会長 人口規模に関係するんですね。

○林都市計画担当部長 はい。

○事務局（山城） ありがとうございました。このあと市長から挨拶を予定しております。ちょっとスケジュールが若干早くなりましたので、しばらくお待ちくださいませ。

○内田委員 意見書の提出状況でも、後にホームページのアクセス数が出てるんですけども、また今回、これまたまたですけど同じ数字になったりとか、前から中身がよくわかんないので、もう少し工夫していただけないかなあというふうに思うんですけども。

これでもあの、アクセス数って何なんですか。ビジットですか、ページビューなんですか、とかそれから、いや最近心配なのがあるんですね、検索ロボットとか頻繁に来てられるのは全部排除してるんですかね、とかそれからあの、今実際のところ、来庁して見られる方ってほんとは限られるんで、ホームページの方で見ていただきたいって話だと思ってるんですけども、見ていただけてるかどうかというその数値がちょっと、気になるんで、何とかしていただけないのかなと思うんですけども。情報システム管理のほうとちょっとお話をされないと難しい話かと思うんですけどね。

○**辻都市計画課主査** そうですね、現在は一応ホームページに縦覧状況、過去の縦覧状況も含め載せております。一応新しい縦覧についてはホームページの一番トップに載せてまして、目につきやすいところに載せて1人でも多くの方に見ていただこうとは思っております。アクセス数につきましては広報のほうに、この期間においてこのページにアクセスをした人数ということで、問い合わせをして、データでいただいております。ただ、そこに縦覧状況と計画書と総括図、計画図、一応資料関係は全て載せてるんですが、その資料をどなたがダウンロードしたかということまではちょっと分からないので、あくまでも該当ページをアクセスされた方という。

○**内田委員** ページ単位のビューですよ？

○**辻都市計画課主査** そうですね。

○**内田委員** 1人の人がさまよい歩いていても164になる可能性が無いことはないんですよ？

○**辻都市計画課主査** そうです。

○**内田委員** 役所の人がその画面見ても、すぐ20や30なるでしょう。

○**辻都市計画課主査** そうですね。

○**内田委員** 毎日検索エンジンからそのページを全部アクセスしてると、すぐ100や200になるわけですよ。だからそのあたり、またシステム関係担当の課にお願いしてもらえたらと思ったんで。その辺のアクセス数から排除するのは不可能ではないんで。

○**辻都市計画課主査** 了解しました。少し検討します。

○**事務局（山城）** それでは市長からご挨拶をお願いいたします。

○**市長** 今日は大変お忙しい中、都市計画審議会にお越しいただきましてありがとうございます。本日の審議会をもって今期の委員の皆さんの任期が終了する、ということになります。小浦委員におかれましては、平成11年からもう10年以上に渡ってご審議をいただき、本市の都市計画に携わっていただきました。平成12年の6月の諮問第1号でありました、南芦屋浜地区の公園の変更をはじめ、平成13年度には本市初の地区計画も携わっていただきましたし、平成16年度には本市のまちづくりの方針となります都市計画マスタープランにも、それから平成20年度からは芦屋景観地区の指定も含めて、多岐に渡って都市計画決定にご参画いただきました。世界に誇れる芦屋の景観の基礎と申しますか、全てを小浦先生には携わっていただきまして、本当にどうお礼を申し上げて良いか分かりません。本当に小浦先生無くして芦屋の都市

計画は無かったといっても過言ではないぐらい本当に大活躍をしていただきまして、心からお礼を申し上げます。また、中野委員におかれましては、公募による市民として2年間携わっていただきまして、地区計画、あるいは景観地区の決定等本当にご協力いただきました。本当にありがとうございました。それぞれの委員さんに心からお礼を申し上げまして、ご挨拶と致します。本当にありがとうございました。

○事務局（山城） ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

○近藤会長 では、次回は10月ということでございます。それまで夏を乗りきっていただいて、節電にご協力いただいて、ということで、本日はこれにて終了いたします。ありがとうございました。

— 閉 会 —

